特定地域型保育の提供に関する連携協定書

**見　　本**

　○○小規模保育事業所（以下「甲」という。）と●●保育所（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

　（目的）

第１条　甲と乙は、包括的な連携のもと相互に協力し、甲を利用する乳幼児に対する特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育又は保育が継続的に行われることを目的として協定を締結する。

　（連携の範囲）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

(1) 屋外遊戯場の利用に関すること

甲を利用する児童に対して、定期的に乙の屋外遊戯場を開放するなど、満２歳以上の児童を中心とした屋外遊戯場の利用に関する支援

(2) 合同保育に関すること

甲を利用する児童に対して、定期的に乙の入所児童との交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作りなど、合同保育に関する支援

 (3) 行事への参加に関すること

乙における運動会や園遊会等の行事に、甲を利用する児童を招いて、合同で行事を実施するなど、行事への参加に関する支援

(4) 後方支援に関すること

甲における保育士等の急病や研修受講時における代替要員の派遣、乳幼児の保育に関する相談・指導等の支援

(5) 甲を卒園する児童の受入れに関すること

甲を利用する児童が満３歳に達し、甲を卒園する際に、乙において最大□名の受入れ枠を設定し、引続き教育又は保育を提供する支援

(6) 食事の提供に関すること

甲を利用する児童に提供する食事の献立作成および調理、搬入等の支援

(7) 嘱託医による健康診断等に関すること

甲を利用する児童の健康診断や健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支援

　（連携の実施）

第３条　本協定に関わる連携の実施にあたり、具体的な取決めが必要となる事項については、別途協議の上、覚書を締結するものとする。

　（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙のいずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに１年間有効とし、その後も同様とする。

　（協定解除）

第５条　甲又は乙が有効期間の中途において解約を申し出た場合には、甲と乙は協議を行うものとする。

　（協議）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

　（元号）××年××月××日

甲　秋田市山王一丁目×番×号

　　　　　　　　　　　　有限会社　○○○○

　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○○　○○○

乙　秋田市山王二丁目×番×号

　　　　　　　　　　　　社会福祉法人　●●●会

　　　　　　　　　　　　理事長　　　●●●　●●●